

議題 3 審査項目及び審査内容（案）について

【検討事項】

別紙「京都市市民防災センター指定候補者選定に係る審査項目及び審査内容(案)」について検討する。

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。